

## 新潟市地域公共交通会議規則（平成 24 年 3 月 16 日規則第 17 号）新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p>第 1 条 （略） （組織等）</p> <p>第 2 条 交通会議は、委員 10 人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 一般旅客自動車運送事業者（道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）<u>（以下「法」という。）</u>第 3 条第 1 号の一般旅客自動車運送事業を営業者をいう。以下同じ。）及びその組織する団体の意見を代表する者</p> <p>（3）～（7） （略）</p> <p>第 3 条～第 6 条 （略）</p> <p><u>（運賃等協議会）</u></p> <p><u>第 7 条 交通会議は、法第 9 条第 4 項に基づき、必要に応じて、委員の一部及び委員以外の者で構成する運賃等協議会（以下「協議会」という。）を置くことができる。</u></p> <p><u>2 協議会の構成員は、第 2 条第 2 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号に掲げる者、並びにその他の交通会議の会長が必要と認める者とする。</u></p> <p><u>3 第 5 条及び第 6 条の規定は、協議会の会議に準用する。</u></p> <p>（協議結果の取扱い）</p> <p>第 8 条 交通会議において協議が調った事項について、市、一般旅客自動車運送事業者、市内に住所を有する者その他旅客運送の関係者は、当該事項の実施に努めるものとする。</p>	<p>第 1 条 （略） （組織等）</p> <p>第 2 条 交通会議は、委員 10 人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 一般旅客自動車運送事業者（道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号の一般旅客自動車運送事業を営業者をいう。以下同じ。）及びその組織する団体の意見を代表する者</p> <p>（3）～（7） （略） （委員の任期等）</p> <p>第 3 条～第 6 条 （略）</p> <p>（協議結果の取扱い）</p> <p>第 7 条 交通会議において協議が調った事項について、市、一般旅客自動車運送事業者、市内に住所を有する者その他旅客運送の関係者は、当該事項の実施に努めるものとする。</p>

<p>(庶務)</p> <p>第 <u>9</u> 条 交通会議の庶務は，都市政策部都市交通政策課において処理する。</p> <p>(委任)</p> <p>第 <u>10</u> 条 この規則に定めるもののほか，交通会議の運営に関し必要な事項は，会長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は，平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は，令和 6 年 月 日から施行する。</u></p>	<p>(庶務)</p> <p>第 8 条 交通会議の庶務は，都市政策部都市交通政策課において処理する。</p> <p>(委任)</p> <p>第 9 条 この規則に定めるもののほか，交通会議の運営に関し必要な事項は，会長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は，平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。</p>
--	---